

## 振替決済口座約款

(約款の趣旨)

### 第1条

1. この約款は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う有価証券に係るお客様の口座(以下、「振替決済口座」といいます。)を株式会社 CONNECT(以下、「当社」といいます。)に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。
2. この約款に記載する振替機関とは、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」といいます。)を指します。
3. 当社が取り扱う有価証券の範囲については、機構の業務規程に定めるもののうち、当社が別途に定めるもの(以下、「振替株式等」といいます。)とします。

(振替決済口座)

### 第2条

1. 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
2. 振替決済口座には、振替法に基づき、当社の定める範囲内で使用目的に応じた内訳区分を設けます。ただし、当社は原則として、質権の目的である振替株式等の記載又は記録(以下、「記録」といいます。)をする内訳区分(以下、「質権欄」といいます。)は設けず、それ以外の振替株式等の記録をする内訳区分(以下、「保有欄」といいます。)のみ設けます。
3. 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記録しますが、一株に満たない振替株式等(以下、「端株」といいます。)については、振替決済口座に記録いたしません。
4. 当社は、振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。なお、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(振替決済口座の開設)

### 第3条

1. お客様は、総合取引口座を開設されるときに、この約款の内容を承諾し、振替決済口座の開設のお申込みを同時に行っていただきます。その際、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行います。
2. 当社は、お客様から前項による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
3. 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法

令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める振替業の業務処理方法に従うことにつき、この約款の交付をもって、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

#### 第4条

お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じです。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行います。

(当社への届出事項)

#### 第5条

1. お客様から当社に届け出された氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、共通番号等をもって、当社がシステム上管理するお客様の氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、共通番号等とします。
2. お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人である場合には、前項の届出をしていただく際、その旨もあわせて届け出いただきます。この場合、在留カード等の当社が求める書類を提出いただくことがあります。

(加入者情報の取扱いに関する同意)

#### 第6条

当社は、原則として、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、その他機構が定める事項。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、振替決済口座が開設された後、機構に対して加入者情報（生年月日を除きます。）を通知することにつき、同意いただいたものとして取り扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

#### 第7条

当社が第6条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、同意いただいたものとして取り扱います。

(共通番号情報の取扱いに関する同意)

#### 第8条

当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所又は所在地、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（発行者に対する代理人選任届その他の届出）

#### 第 9 条

1. 当社は、お客様が、発行者に対する代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、同意いただいたものとして取り扱います。
2. 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式等については、総株主通知等、個別株主通知等又は株主総会資料の書面交付請求等（振替株式等の種類により名称は異なります。）のときに行うことにつき、同意いただいたものとして取り扱います。

（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

#### 第 10 条

当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第 1 項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第 198 条第 1 項に規定する株主である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、同意いただいたものとして取り扱います。

（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

#### 第 11 条

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社がその全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換することにつき、同意いただいたものとして取り扱います。

（振替の申請）

#### 第 12 条

1. お客様は、機構が定める単位の整数倍の振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、当社が別途定める方法により、振替の申請をすることができます。
  - （1）差押えを受けたものその他の法令諸規則により振替又はその申請を禁止されたもの
  - （2）法令諸規則により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - （3）機構の定める振替制限日及びその前後一定の期間を振替日とするもの
  - （4）当社が定める約款等の定めに基づき、振替が制限されるもの

- (5) 振替投資信託（振替上場投資信託を除きます。）の販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替をいいます。）に該当するもの
  - (6) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、当社所定の日までに、次に掲げる事項を当社が別途定める方法により、ご提示いただかなければなりません。
- (1) 当該振替において減少及び増加の記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
  - (2) お客様の振替決済口座において減少の記録がされる口座の内訳区分
  - (3) 振替先口座
  - (4) 振替先口座において、増加の記録がされる口座の内訳区分
  - (5) 前号において、増加の記録がされる口座が他の口座管理機関で管理するものであり、その内訳区分が質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
  - (6) 振替を行う日
3. 当社に振替株式等を売却（振替投資信託受益権の買取請求を含みます。）される場合、前項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

#### 第 13 条

当社は、お客様が特別の事情等により他の口座管理機関への振替が必要な場合のみ、当社が別途定める方法によりお手続きを行います。

（振替先口座等の照会）

#### 第 14 条

1. 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
2. お客様が当社に対する振替株式等の担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
3. お客様が振替株式等の担保差入れのため、又は株式買取請求等のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を設定する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

#### 第 15 条

お客様が振替株式等の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記録がされているお客様の発行する振替株式等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、当社が別途定める方法により、一部抹消の申請をすることができます。

(みなし抹消申請)

#### 第 16 条

振替決済口座に記録されている振替株式等が償還（振替投資信託又は振替受益権については繰上償還を含みます。）された場合には、お客様から当社に対し、当該振替株式等について、振替法に基づく抹消の申請があったものとして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(総株主等の通知に係る処理)

#### 第 17 条

1. 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、振替上場投資信託及び振替受益権にあっては受益者確定日、振替優先出資にあっては優先出資者確定日をいいます。）における株主（振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、振替上場投資信託及び振替受益権にあっては受益者、振替優先出資にあっては優先出資者をいいます。以下、「通知株主等」といいます。）の氏名、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

2. 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等通知対象銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

3. 当社は、機構を経由して、機構の定める一定の日における、お客様が有する振替株式等に係るお客様の氏名、住所、お客様の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を発行者に通知することがあります。

(個別株主通知等に係る取扱い)

#### 第 18 条

1. お客様は、当社に対し、当社が別途定める方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
2. お客様は、当社に対し、当社が別途定める方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求等（振替株式等の種類により名称は異なります。）をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
3. 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

（機構からの通知に伴う振替口座簿の記録内容の変更に関する同意）

#### 第19条

機構から当社に対し、お客様の氏名又は名称もしくは住所の変更があった旨、又はお客様が法律により振替株式等に係る株主名簿への記載の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記録内容を当該通知内容のものに変更する場合がありますことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（配当金等に係る取扱い）

#### 第20条

1. お客様は、発行者から支払われる配当金又は分配金（以下、「配当金等」といいます。）の受領について、その受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて配当金等を当社に対して支払うことにより、お客様が配当金等を受領する方式（以下、「株式数比例配分方式」といいます。）を指定いただきます。
2. お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、同意いただいたものとして取り扱います。
  - （1）金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下、「預金口座等」といいます。）への振込の方法（以下、「配当金等振込指定の単純取次ぎ方式」といいます。）又は機構に登録した一の預金口座等への振込により、お客様が保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法（ただし、端株に関する配当金等を除きます。以下、「登録配当金受領口座方式」といいます。）並びに発行者から直接お客様に対して配当金領収書が交付される方法（以下、「配当金領収書方式」といいます。）により、配当金等を受領することはできないこと。
  - （2）お客様の振替決済口座に記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

- (3) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記録された振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
- (4) お客様に代理して配当金等を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金等を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金等の受領割合等については、発行者による配当金等の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
- (5) 前号により機構が発行者に通知した当社の指定する金融機関預金口座に対して、発行者がお客様の受領すべき配当金等を支払った場合には、当社は配当金等の入金を確認でき次第、お客様口座へ繰り入れること。
- (6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。
- イ 特別口座に記録されている株式の名義人である場合
  - ロ 機構に対して株式数比例配分方式に基づく配当金の受領を行わない旨の届出をした口座管理機関より加入者として通知されている場合
  - ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第 223 条第 1 項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

3. 第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、お客様は他の口座管理機関を経由して配当金等振込指定の取次ぎの請求を行っていただくことにより、配当金等振込指定の単純取次ぎ方式、登録配当金受領口座方式、又は配当金領収書方式を指定することができます。なお、法人のお客様は、当社に対し、登録配当金受領口座方式を指定いただくことができます。

（会社の組織再編等に係る取扱い）

#### 第 21 条

当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記録を行います。

（振替受益権等に係る取扱い）

#### 第 22 条

1. 当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権（以下、「振替受益権等」といいます。）の併合又は分割の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記録を行います。

2. 当社は、振替受益権等の信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記録を行います。

3. 振替決済口座に記録されている振替受益権等について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わって手続きを行います。ただし、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

4. 当社は、お客様からのご依頼があり、かつ当社の応じ得る場合に限り、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める規定などにより管理することがあります。

5. 当社は、お客様からのご依頼があり、かつ当社の応じ得る場合に限り、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権の転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

振替受益権の信託財産に係る配当金等の処理、新株予約権等その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

6. 振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含みます。以下同じです。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

7. 振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

（取得条項が付された振替株式等に係る取扱い）

#### 第 23 条

当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部又は一部を取得しようとする場合には、お客様の振替決済口座における取得対象銘柄である振替株式等の記録の抹消及び取得対価銘柄である振替株式等の増加の記録等の手続きを行います。

（単元未満株式の買取請求等）

#### 第 24 条

1. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決



済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次ぎ停止期間は除きます。

2. 前項の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

3. お客様が当社に対し、前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行った場合、当社は当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を受けたものとして取り扱います。

4. お客様が当社に対し、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行った場合、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社のお客様口座より振り替えいたします。

5. お客様が当社に対し、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行った場合、当社は当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を受けたものとして取り扱います。

6. 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(担保に係る取扱い)

#### 第25条

お客様は、原則としてお客様の振替決済口座で管理する振替株式等についてお客様間で担保を設定される又は担保設定された振替株式等の担保権者となる旨を、当社に対して申し出ることにはできません。この場合、担保対象となる振替株式等は他の口座管理機関へ払出しのうえ、他の口座管理機関において担保を設定される又は担保設定された振替株式等の担保権者となる手続きを行っていただくこととなります。

(振替口座簿記載事項の証明書等の交付又は情報提供の請求)

#### 第26条

1. お客様は、当社に対し、当社が備えるお客様の振替口座簿に記録されている事項を証明した書面（振替株式等について振替法第277条、振替新株予約権付社債について同第222条第3項、振替受益権について同127条の27第3項に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

2. お客様は、振替法第222条第3項又は127条の27第3項に規定する書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債又は振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

3. 当社は、当社が備えるお客様の振替口座簿について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の振替口座簿に記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利

害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

4. 第1項の場合は、当社の定めるところにより、所定の料金をいただきます。

(償還金等の代理受領)

#### 第27条

振替決済口座に記録されている振替株式等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。）等の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)

#### 第28条

1. 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。）を受渡日とする取引所金融商品市場に上場されている振替株式等（以下、「上場株券等」といいます。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないうこと（以下、「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等としての権利を保全するため、次に掲げる事項につき、お客様に同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする
- (2) 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、成立した貸借取引をいいます。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
- (3) 前号の本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること
- (4) 当社は、大和証券株式会社からフェイルとなった振替株式等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと
- (5) お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として大和証券株式会社に差し入れること
- (6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること

(7) 第4号及び第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び大和証券株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、第6号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

2. 次に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。

(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき

(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき

(3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき

(4) 支払を停止したとき

(5) この特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が発送されたとき

(6) 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

(7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき

(8) 書面により、この特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき

3. 前各項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。

4. お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した大和証券株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。

5. お客様が当社との間でこの特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、前各項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。

6. 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様の氏名又は名称及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき大和証券株式会社に対し当社が担保として提供

した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下、「貸出報告書」といいます。)を交付いたします。この場合、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。

7. 第6項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

(当社の連帯保証義務)

#### 第29条

機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- (1) 振替株式等の振替手続きを行った際、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分(振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、償還金、収益の分配金等の支払いをする義務
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(お客様への連絡事項)

#### 第30条

1. 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様に通知します。

(1) 最終償還期限(償還期限がある場合に限ります。)

(2) 残高照合のための報告

2. 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上行います。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。その内容にご不明な点があるときは、速やかに当社の内部管理責任者にご連絡ください。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

### 第 31 条

1. お客様の氏名もしくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によりお手続きいただくものとします。
2. 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解除の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3. 第 1 項による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

### 第 32 条

当社は、お客様が振替決済口座を開設するに際して、所定の料金をいただきません。

(契約の解除)

### 第 33 条

総合取引契約が解除される場合、あわせてこの契約も解除されます。この場合、あらかじめ振替株式等をご売却又は他の口座管理機関へ振替える等、当社が別途定める方法をとっていただく必要があります。

(緊急措置)

### 第 34 条

法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗・施設等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

### 第 35 条

当社は、総合取引約款に定める他次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) お客様が当社に提出された振替株式等に関する依頼書、諸届その他の書類（電磁的方法又は電話による申請も含みます。）の申請について、当社が相当の注意をもって確認し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (2) お客様が電磁的方法又は電話による申請を行う際に利用した認証番号等又は申出の本人特定事項が、当社がお客様に割当てている内容又はあらかじめお客様が当社に届け出ている内容と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害

- (3) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消にただちには応じられない場合に生じた損害
- (4) 電信又は郵便の誤謬、遅延又はシステム、回線、機器の障害等当社の責めによらない事由で生じた障害が発生した場合に生じた損害
- (5) 前2号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第27条による償還金等の当社に開設されたお客様口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第34条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(約款の変更)

第36条

この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第11条の通知方法にてご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。

(他の約款の適用)

第37条

この約款に定めのない事項については、総合取引約款等により取り扱います。

附則

この約款は、2022年11月1日より適用されます。

以上

株式会社 CONNECT